第 97 号議案

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例の件 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例を次のように 制定する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例の一部を改正する条例 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例(平成6年3月条例第51号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

		改正後		改正前						
別表	別表第1 (第21条関係)				第21条関係)					
(1	(1) 地区計画の区域) 地区	計画の区域					
		区域			区域					
	[略]	[略]		[略]	[略]					
	(54)	[略]		(54)	[略]					
				(55)	都市計画法第20条第1項					
					の規定により告示された					
					神戸国際港都建設計画原					
					野地区地区計画の区域の					
					うち、地区整備計画が定					

				められている区域(次表
				において「原野地区地区
				整備計画区域」とい
				う。)
(55)	[略]	'	<u>(56)</u>	[略]
<u>~</u>			<u>~</u>	
(86)			<u>(87)</u>	
(2) [略]			2) [略	

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

別表第2(第22条一第27条の2、第29条関係)

(1) 地区計画の区域内の制限

	計画区域	(ア)		(1)
		計画地区		制限
		の区分	制限の種類	制限の内容
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(20)	[略]	[略]	[略]	[略]
			建築物の容	[略]
			積率の最低	
			限度	
			[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(54)	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第2 (第22条一第27条の2、第29条関係)

(1) 地区計画の区域内の制限

	計画区域	(ア)	(1)				
		計画地区		制限			
		の区分	制限の種類	制限の内容			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			
(20)	[略]	[略]	[略]	[略]			
			建築物の容	[略]			
			積の最低限				
			度				
			[略]	[略]			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			
(54)	[略]	[略]	[略]	[略]			
(55)	原野地区	住宅地区	建築物の用	(1) 法別表第2(い)項第3号に掲げる			
	地区整備	A	途の制限	建築物(他の用途を併存し、又は併			
	計画区域			設するものを含む。)			
				(2) 法別表第2(い)項第7号に掲げる			
				建築物			
				(3) 令第130条の3第1号から第5号ま			
				でに掲げる建築物			
			建築物の敷	130平方メートル			
			地面積の最				
			低限度				
			壁面の位置	(1) 建築物の外壁等の面から道路境界			
			の制限	線までの距離は、1メートル以上と			
				すること。			
				(2) (1)の基準に満たない距離にある建			

·		1	ı
İ			

_	
	0
	建築
	さの
	度
地	域サー建築
	ス地区 途の
	壁面
	の制

3		建築物の高
		さの最高限
,		度
ν	地区セン	建築物の用
<u> </u>	ター地区	途の制限
اِ		壁面の位置
		の制限

1		
沿道地区	建築物の用	法別表第2(に)項第3号から第6号
A	途の制限	でに掲げる建築物
	壁面の位置	(1) 建築物の外壁等の面から道路境
	の制限	線までの距離は、3メートル以上。
		すること。
		(2) (1)の基準に満たない距離にある
		築物等が、それぞれ、次に掲げる
		ののいずれかに該当する場合におり
		ては、(1)の基準は、当該建築物等(
		外壁等の面には適用しない。
		ア 車庫等の用途に供し、軒の高
		が2.3メートル以下であり、かつ、
		外壁等の面から道路境界線までの
		距離が1メートル以上であるもの
		イ 外壁等の中心線の長さの合計
		5メートル以下であり、かつ、
		壁等の面から道路境界線までの
		離が1メートル以上であるもの
	建築物の高	15メートル
	さの最高限	
	度	
沿道地区	建築物の用	 (1) 法別表第2(い)項第1号及び第
В	途の制限	号に掲げる建築物で一戸建てのも
		(2) 法別表第2(に)項第6号に掲げ
		建築物
	壁面の位置	(1) 建築物の外壁等の面から道路均
	の制限	線までの距離は、3メートル以上

(55) ~ (78)	[略]	[略]	[略]	[略]
(79)	[略]	[略]	建築物の用 途の制限 [略]	[略]
		[略]	<u>建築物</u> の用 途の制限 [略]	[略]
		[略]	<u>建築物</u> の用 途の制限	[略]
		[略]	[略] 建築物の用 途の制限	[略]
			[略]	[略]

			I	
				(2) (1)の基準に満たない距離にある建
				築物等が、それぞれ、次に掲げるも
				ののいずれかに該当する場合におい
				ては、(1)の基準は、当該建築物等の
				外壁等の面には適用しない。
				ア 車庫等の用途に供し、軒の高さ
				が2.3メートル以下であり、かつ、
				外壁等の面から道路境界線までの
				距離が1メートル以上であるもの
				イ 外壁等の中心線の長さの合計が
				5メートル以下であり、かつ、外
				壁等の面から道路境界線までの距
				離が1メートル以上であるもの
(56)	[略]	[略]	[略]	[略]
<u>~</u>				
<u>(79)</u>				
(80)	[略]	[略]	建築物等の	[略]
			用途の制限	
			[略]	[略]
		[略]	建築物等の	[略]
			用途の制限	
			[略]	[略]
		[略]	建築物等の	[略]
			用途の制限	
			[略]	[略]
		[略]	建築物等の	[略]
			用途の制限	
			[略]	[略]

		[略]	建築物の用	[略]			[略]	建築物等の	[略]
			途の制限					用途の制限	
(80)	[略]	[略]	[略]	[略]	(81)	[略]	[略]	[略]	[略]
<u>~</u>					<u>~</u>				
(82)					(83)				
(83)	[略]	[略]	[略]	[略]	(84)	[略]	[略]	[略]	[略]
			壁面の位置	(1) 建築物の外壁等の面から道路境界				建築物の高	10メートル
			の制限	線までの距離は、1メートル以上と				さの最高限	
				<u>すること。</u>				<u>度</u>	
				(2) (1)の基準に満たない距離にある建					
				築物等が、それぞれ、次に掲げるも					
				ののいずれかに該当する場合におい					
				ては、(1)の基準は、当該建築物等の					
				外壁等の面には適用しない。					
				ア 外壁等の中心線の長さの合計が					
				3メートル以下であるもの					
				イ 車庫等の用途に供し、軒の高さ					
				が2.3メートル以下であり、かつ、					
				床面積の合計が5平方メートル以					
				下であるもの					
			建築物の高	<u>10メートル</u>				壁面の位置	(1) 建築物の外壁等の面から道路境界
			さの最高限					の制限	線までの距離は、1メートル以上と
			<u>度</u>						<u>すること。</u>
									(2) (1)の基準に満たない距離にある建
									築物等が、それぞれ、次に掲げるも
									<u>ののいずれかに該当する場合におい</u>
									ては、(1)の基準は、当該建築物等の
									外壁等の面には適用しない。

										ア 外壁等の中心線の長さの合計が
										3メートル以下であるもの
										イ 車庫等の用途に供し、軒の高さ
										が2.3メートル以下であり、かつ、
										床面積の合計が5平方メートル以
										下であるもの
		[略]	[略]	[略]				[略]	[略]	[略]
(84)	[略]	[略]	[略]	[略]		(85)	[略]	[略]	[略]	[略]
<u>~</u>						<u>~</u>				
<u>(86)</u>						<u>(87)</u>				
備考	備考[略]						略]			
(2) [略	2) [略]]			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

都市計画の決定に伴い、地区計画を廃止する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(議案参照図)

原野地区地区計画 計画図



